

<研究抄録>

西ドイツの原子力発電訴訟

電力中央研究所報告 No. 579002

斉 藤 統

原子力発電所の建設をめぐる訴訟については、わが国にはいわゆる“伊方判決”があるだけだが、法廷に持ち込まれるこの領域の係争はこれから増加すると思われる。そのような見地から、原子力発電に関する判決や決定の数がすでに 70 を超えている西ドイツの訴訟を取り上げた。本報告はその研究結果の一応の要約である。

“発電所の許可には裁判所の確認が必要である”——ドイツでは、この命題は法律にはないが、最近の司法統制からみて経験的に確立された規範であると考えられる。ドイツ人の国民性から、行政上の許可手続には 40 人、50 人以上の専門家や行政から独立した委員会も関与するが、暫定手続を含めると 5 段階の裁判所の手続がそれに加わる。このような事情を考慮しつつその国の原子力発電の領域の立法と行政の慣行を概観した（第 1 部）。

ところで、軽水炉という同じ技術を前に、裁判所の判決は必ずしも一致せず、もともと立法の準備のため開催されたドイツ原子力法シンポジウムなども、昨今は相反する判決をめぐる論議の面で評価される傾向がある。わが国の新聞

雑誌でも報道された Wyhl と Grafenrheinfeld の相反する判決は、前者が、圧力容器の破裂防護の装置を必要としたのに、後者はそれを必要とはみていない。これと似た対立は、放射性物質の影響や最終貯蔵に関する要求にも窺われる。これらの地域的に相反する行政裁判所の判決から、工事の遅延や巨額の支払利息の負担も生ずる。ともかく、Wyhl の判決では、破裂の危険を“零”に減ずる場合にかぎって災害の準備が十分であると考えるのが正しい、とされている（第 2 部）。

これに対して、昨夏の連邦憲法裁判所の Kalker 決定は、高速増殖炉に関するものだが、その意義は高速増殖炉を超えるとされる。憲法裁判所は、議会制民主主義の原理から議会の行政や司法に対する優位は導かれなかったあと、いわゆる“残存リスク”の問題を論じ、立法者に、保護義務について技術的な設備やその運転の承認から生ずる可能性がある基本権の危殆を排除する規制を要求することは、人間的な認知能力の限界を誤認し、技術の利用の国による承認を追放することになるという。“社会秩序を形成するには、そのかぎりにおいて、実践理性による推測に甘んじなければならない”

(第3部)。

筆者は、かねてから、エネルギーの問題、したがって、原子力の問題は、優れて政治の問題だと考えるものだが、“政党国家”ドイツでは、それが特に顕在化している。訴訟の数の多さもその一例だといえる。したがって、この報告の提出されたあと、4月初のいわゆる Gorleben

Symposium, 9月末の Regierungschef の Beschluß, さらに, 12月に予定される SPD の党大会のための Leitantrag などの政治的動向を, Wyhl や Brokdorf の今後の本案判決とともに注目することは, わが国のエネルギー政策の展開に裨益するところが多いであろう。

(さいとう おさむ)
資料調査室